

2009年の新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時のリスクコミュニケーションに問題のあった事例

事例1)大阪府茨木市

茨木市内のA中学・高等学校の生徒、教職員、その家族が多く感染し

た➡ A中学・高等学校への誹謗中傷(その結果学校再開に当たって必要のない校舎等の消毒を実施せざるを得なかった。)

事例2)東京都

東京都在住の高校生が罹患し、東京都はプライバシー保護の観点から高校生の最終下車駅を公表しなかったが、結局報道され、個人が特定された。

➡ 当該高校生、学校への誹謗中傷

事例3)兵庫県神戸市

神戸市内の高校生から国内第1号の患者が発生した。➡ 学校への誹謗中傷

論点

1. 周知・啓発

誹謗中傷は、新型インフルエンザに自分だけは感染しないという誤った認識から行われることから、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと)について平時から国民、マスコミと認識を共有することが重要ではないか。

2. 個人情報の公表の在り方

個人情報の公表の範囲について、プライバシーと公益性のバランスをどのように考慮すべきか。

プライバシー保護	公益性
・公衆衛生対策(感染拡大防止)に必要な内容のみ発表(発生した市町村名、患者が滞在した場所、時期、移動手段等) ・対策上必要のない情報は発表しない ・個人を特定できる情報は発表しない	・行動の変容を促すためには読者の注意を喚起する必要があり、興味を引くリアリティが必要 ・基本的には全ての情報を発表すべき ・個人を完全に特定する内容のみ発表しない

3. 発生当初の限られた少ない情報(しかも真贋不明情報が飛び交う)の中での国民への情報提供で、社会不安を抑えるためには、どのような点に注意すべきか。

— 新型インフルエンザ対策行動計画の記載 —

情報提供・共有

新型インフルエンザの発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

海外発生期

対策の考え方:

- 1) 新たに発生したウイルスの病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 3) 国内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、地方公共団体、医療機関、事業者、国民に準備を促す。

国内発生早期

対策の考え方:

- 2) 医療体制や積極的な感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、国民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。

※「新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書」P75以降に関係記載あり。